

入札公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札に付します。
なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和5年10月25日

とこなめマイクロMaaSコンソーシアム 会長
常滑市企画部長 関 公司

1 入札に付する事項

(1) 件名

常滑版マイクロMaaSアプリ構築・運営業務委託

(2) 委託場所

常滑市内

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 業務の概要

常滑版マイクロMaaSアプリの構築及び運営（次のア～オに掲げる業務。詳細は「仕様書」参照。）

ア 常滑版マイクロMaaSアプリ（以下、「本アプリ」という。）の構築

イ 本アプリに掲載するクーポン提供事業者の募集

ウ シェアサイクルの運営

エ 本アプリのPR

オ 常滑市が交付決定を受けている令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（TYPE1））の実績報告書作成支援

(5) 入札方法

ア 本件入札は、紙入札にて執行します。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札参加資格

本件業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての条件を満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和4・5年度常滑市入札参加資格者名簿に、下記の種目で登録されている者であること。

(大分類) 役務の提供等

(中分類) コンピューターサービス

(小分類) システム開発

ウ 入札参加申込の日から、落札決定までの間、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、常滑市に再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 参加申込日から落札決定までの間、「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付けで、常滑市長と愛知県常滑警察署長が締結した合意書）（以下、「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

カ となめマイクロMa a Sコンソーシアムと契約を締結する本店、支店又は営業所を愛知県内に有していること。ただし、支店又は営業所にあつては、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者に限る。

キ 東海3県において、Ma a Sアプリの実装及び3年以上の運用経験を有すること。

ク 業務の遂行にあたり、広域Ma a Sアプリ「Cent X」を運用する事業者と連携する体制をとれること。

3 実施スケジュール

実施スケジュールは以下のとおりとします。

ア 入札参加表明	
公告	令和5年10月25日（水）
質疑受付	10月25日（水）～10月27日（金）
質疑回答	10月31日（火）
入札参加申込	11月 1日（水）～11月 6日（月）
イ 入札関係	
開札予定日	令和5年11月 7日（火） 午後4時
ウ 契約関係	
本契約	令和5年11月中旬

4 入札に関する資料等の配布

(1) 本件業務の仕様書等は、常滑市ホームページにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/nyusatsu/1007334.html>

(2) 配布期間

令和5年10月25日(水)～11月6日(月)午後5時15分

5 本公告及び仕様書に対する質疑及び回答

(1) 本公告及び仕様書に対する質疑があるときは、次に定めるところにより書面(任意様式。ただし、とこなめマイクロMaaSコンソーシアム会長宛てとし、代表者名によるもの)を郵送(書留郵便に限る。)又は持参することにより提出してください。

ア 受付場所

常滑市企画部企画課(以下、「市企画課」という。)

常滑市飛香台3丁目3番地の5(郵便番号479-8610)

電話 0569-47-6111

イ 受付期間

令和5年10月25日(水)～10月27日(金)

(2) 上記の質疑に対する回答は、10月31日(火)に行います。なお、その回答書は次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧場所

常滑市ホームページにおける本公告の掲示場所において、「質疑回答書」として掲載します。

イ 閲覧期間

令和5年10月31日(火)～11月7日(火)午後4時

6 入札参加の申込

本件入札に参加しようとする者は、「事後審査型制限付一般競争入札参加申込書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、持参してください。

ア 受付場所

5(1)アに同じ

イ 受付期間

令和5年11月1日(水)午前8時30分～11月6日(月)午後5時15分

ウ 提出書類

事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書(様式1)

7 入札方法

(1) 開札予定日時

令和5年11月7日(火)午後4時

(2) 開札執行場所

常滑市役所3階 相談室9

常滑市飛香台3丁目3番地の5(郵便番号479-8610)

- (3) 予定価格の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。その場合、最低入札価格を公表し再度入札に付します。ただし、入札回数は3回を限度とします。また、再度の入札の場合は最低入札価格発表後、発表額以上の入札者は失格とし、以後、本件入札について再度の入札に参加することができません。
- (5) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者とします。
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な次に掲げる書類（以下、「事後資料」という。）を、持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後資料の提出を求めることがあります。

ア 提出場所

- 5（1）アに同じ

イ 提出部数

- 1部

ウ 提出書類

- ①事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- ②2（1）キの事実を証明する書類の写し（実装及び運用にかかる契約書の写し等）
- ③2（1）クの事実を証明する書類（連携するM a a Sを運用する事業者を含む業務の実施体制図。提出にあたっては連携事業者の了承を得ること。）

エ その他

- (ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
- (イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- (3) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は（2）中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
- (4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適合通知書の通知を受けた日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内

に、その旨を記載した書面を持参により提出しなければなりません。理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

9 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

10 入札の無効

- (1) 常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第13条に規定する入札の無効に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、条件等を満たさない者が行った入札、提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び常滑市建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、向こうの入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

11 契約締結までの取扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が常滑市指名停止取扱要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、とこなめマイクロMaasコンソーシアムは一切の損害賠償の責を負いません。

12 契約書作成の要否

要

13 契約保証金

- (1) 落札者は、常滑市契約規則第32条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、過去2年の間に国、県及び地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
- (3) 13(2)の「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、1件当たりの契約金額1千万円以上のコンピューターサービスにかかる役務の提供等とし、「数回」とは1回以上とします。
- (4) (1)から(3)に掲げる契約の保証については、契約の締結時までに付さなければなりません。また、(2)に該当する場合は、契約保証金免除申請書（指定様式）に当該履行実績を証明する資料として、契約書の写しを添付し、契約の締結までに提出してください。

1 4 支払い条件

業務完了後一括払い

1 5 不正行為に対する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、本公告及び常滑市建設工事関係入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札してください。
- (2) 参加申込書、事後資料等に虚偽の記載をした場合においては、常滑市において、常滑市指名停止取扱要綱に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 提出書類等の記載内容が不明確で本件入札の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (4) 現地説明会は開催しません。
- (5) 問い合わせ先

とこなめマイクロM a a Sコンソーシアム（常滑市企画課）（森、八木）

電話 0569-47-6111